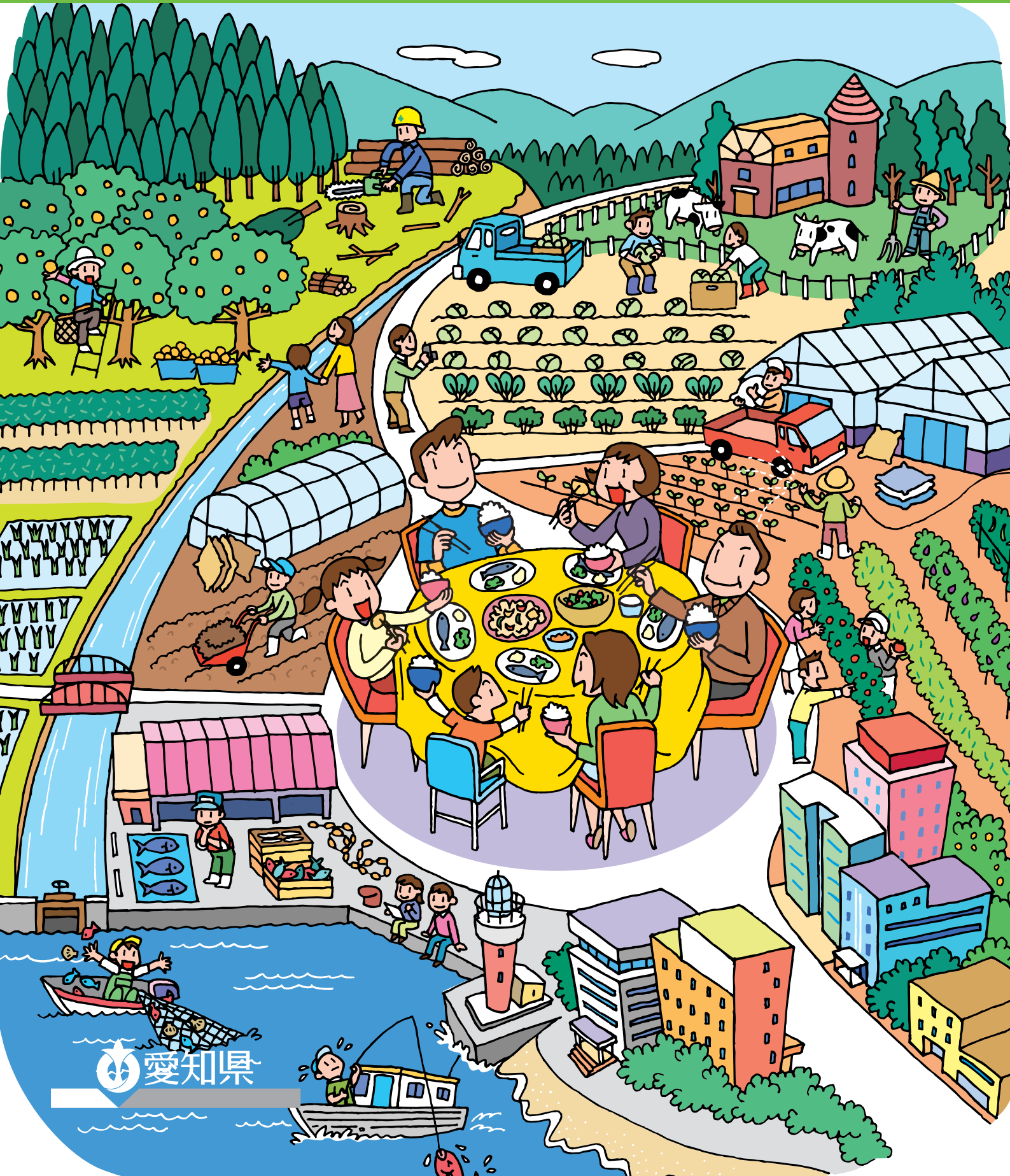


食と緑が支える
県民の豊かな暮らしづくり条例

～安全で良質な食料等が
確保され 緑と水に恵まれた環境のもと
安全で安心できる豊かな暮らしを目指して～



食と緑への取り組みを通して豊かな暮らしをつくりましょう！

私たちの暮らし

私たちは、誰もが暮らしの安全と安心を求めています。

安全で良質な食料と自然の災害に強く緑と水に恵まれた環境は、安全で安心できる豊かな暮らしの基本です。

私たちの暮らしは、食料等の生産活動や森林、農地、海、川のいろいろな働きによって支えられており、私たちは、これらの恩恵を受けて生活をしている“生活者”です。

生活者とは

暮らし

生活者

生活環境

食料等

～愛知の農林水産業～

本県では、都市と農山漁村とが比較的調和しながら発展し、産出額で全国第5位を誇る農業、県土の約43%を占める森林で優良な木材等を供給する林業、豊かな海や川で特色ある水産業が営まれるなど、全国に誇れる元気な農林水産業が行われています。

暮らしを支える食

○食の役割

食料は、人の生命の源であり、私たちの健康の維持に不可欠です。また、毎日食べるものだからこそ、量や品質の面で安全・安心が必要です。

○食のあり方

食事内容や食事の取り方など、私たちの「食のあり方」が時代とともに変化し、生活習慣病の増加や食料の生産・消費など様々な分野に影響を及ぼしています。

日本の食料自給率は40%（平成14年）であり、先進国の中でも最低水準なんだよ！



暮らしを支える緑等

○森林、農地、海や川

森林、農地、海や川は、食料等を生産する場所であると同時に私たちの暮らしの一部です。

○多面的機能の役割

森林、農地、海や川は、県土の保全や水源のかん養などの様々な機能（多面的機能）を持っており、自然災害の防止や地球温暖化の防止などにより、私たちの暮らしを守っています。

多面的機能はすごいよ！

年間でなんと約1兆2千億円もの働きをしているんだ！



【食に対する期待】

安全で良質な食料等の安定的な確保

安全で良質な食料等がこれからも安定的に確保され、また、これらの食料等を上手に利用することで安全で安心な暮らしを実現することが期待されています。

【生活環境に対する期待】

森林、農地、海や川の有する多面的機能の発揮

森林、農地、海や川が良好な状態に保たれることにより、多面的機能が十分に発揮されることで得られる安全で安心な暮らしを実現することが期待されています。

安全で安心できる豊かな暮らしのために

私たちはもとより、子ども達や孫の世代までもが、安全で安心して豊かに暮らすためには、食料等や生活環境に関する問題を、私たち自らの問題として考え直し、私たち自身が積極的に色々な取組を進めていく必要があります。



条例での規定

取組む内容

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例（平成16年4月1日施行）

安全で良質な食料等が確保され、緑と水に恵まれた環境の中で生活するという安全で安心できる豊かな暮らしの実現と、都市と農山漁村とが調和した持続的な発展を目指します。

『基本理念』

- 将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保、適切な消費及び利用
- 将来にわたる多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保

〈県民みんなで取り組むこと〉

食料等の生産活動や多面的機能に対して理解を深め、日頃の食生活を見直し、改善するとともに、県内産の農林水産物を積極的に消費するなど愛知の農林水産業を応援しましょう。
また、人、もの、情報における都市と農山漁村との交流や、森林、農地等の保全等といった色々な活動等にも興味を持ち、是非、参加してみましょう。

〈食料等の生産者や関係団体が取り組むこと〉

消費者が安心して食料等を買ってもらえるよう、引き続き、安全で良質な農林水産物を生産、供給するように努めましょう。
また、森林、農地、海や川の多面的機能が十分に発揮できるよう、これらの適正な維持、管理等に努めましょう。

食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例

平成十六年 愛知県条例第三号

安全で良質な食料その他の農林水産物が確保されること、また、自然災害から守られ、緑と水に恵まれた環境の中で生活できることは、県民の安全で安心できる豊かな暮らしの基本である。

県土に降った雨は、森林と農地によって蓄えられ、やがて川を巡り、更に都市で利用されて、海へ流れる。その過程において、豊かな農林水産物が育てられ、県民の生活が支えられてきた。

また、森林及び農地は、木材や農産物の生産活動を通じて、県土の保全や水源のかん養などの機能を発揮し、自然災害から私たちを守り、海及び川とともに、緑と水の豊かな環境を作り出してきた。

安全で良質な食料その他の農林水産物を確保するには、これらの農林水産物を生産する者が主体的な役割を果たすとともに、農林水産物を消費し、又は利用する者にも、消費の改善と有効利用等により積極的な役割を果たしていくことが期待されている。

また、森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能からは、県民すべてが等しく利益を受けており、私たちは、それぞれの役割をもって、これらの機能を守っていく必要がある。

私たちは、同じ県土において生活する者として、このような認識を共有し、将来にわたり、安全で良質な食料その他の農林水産物が確保され、また、森林等の有する多面的機能が発揮されることにより安全で良好な生活環境が確保された食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、都市と農山漁村とが調和した愛知の持続的な発展に資するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりについて、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民、食料等を生産する者等の役割を明らかにするとともに、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりを推進し、もって県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食料等 食料（食用に供する農林水産物をいう。）その他の農林水産物をいう。
- 二 森林等の有する多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止等の森林、農地、海及び川が有する食料等の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第三条 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりは、次に掲げる事項が推進されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 将来にわたって安全で良質な食料等の安定的な供給が確保され、かつ、その適切な消費及び利用が行われること。
- 二 将来にわたって森林等の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにより、安全で良好な県民の生活環境が確保されること。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民並びに食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体と連携を図りながら協力して、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりの推進に取り組むものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する理解を深めるとともに、食料等の消費の改善及

び有効利用並びに県内産の食料等の消費及び利用を進めること等により、基本理念の実現に積極的な役割を果たすとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(食料等を生産する者等の役割)

第六条 食料等を生産する者及び食料等の生産活動に関する団体は、食料等の生産活動及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むとともに、県が実施する食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する目標及び施策についての基本的な方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(都市と農山漁村の交流等)

第八条 県は、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康的でゆとりのある県民の生活に資するため、都市と農山漁村との間の交流の促進、食料等の生産活動及び森林等の有する多面的機能に関する情報の提供及び教育の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、食料等の消費の改善及び有効利用に資するため、食料等の消費及び利用に関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う食料等の消費の改善及び有効利用に資する活動並びに森林及び農地の管理に資する活動、海及び川の水質浄化に資する活動その他の森林、農地、海及び川の適正な保全に資する活動が促進されるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等)

第十条 県は、安全で良質な食料等の持続的な生産を確保するため、食料等の安全性の確保及び品質の改善に資する技術の開発及び普及、食料等を生産する者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進、新たに食料等の生産活動を開始しようとする者に対する生産技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保に資するため、県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(森林、農地及び漁場の適正な保全)

第十一条 県は、森林及び農地の適正な保全を図るため、林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保、自然災害の防止及び環境との調和に配慮した森林及び農地の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、漁場の適正な保全を図るため、海及び川の水質の保全、水産動植物の生育環境の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(農山漁村における定住の促進)

第十二条 県は、安全で良質な食料等の安定的な供給の確保及び森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するため、農山漁村における就業機会の増大、農山漁村の生活環境の整備その他の農山漁村における定住の促進に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

県は、市町村、県民等と協力して、食と緑が支える豊かな暮らしづくりを進めていきます

【施策の体系及び主な施策内容】

都市と農山漁村の交流等

- 都市と農山漁村との間の交流の促進
- 情報の提供
- 教育の充実
- 食料等の消費及び利用に関する知識の普及 など

県民等の自発的な活動の促進

- 県民、事業者、民間団体が自発的に行う食料の消費の改善、森林、農地、海、川の適正な保全に資する活動を促進するための情報提供 など

安全で良質な食料等の持続的な生産の確保等

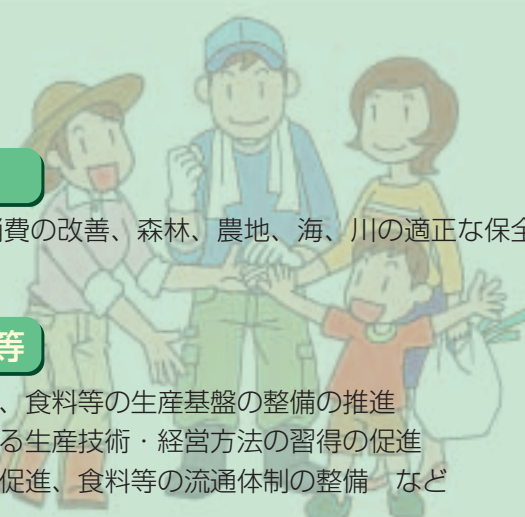
- 技術の開発と普及、生産者の経営管理能力の向上、食料等の生産基盤の整備の推進
- 新たに食料等の生産を開始しようとする者に対する生産技術・経営方法の習得の促進
- 県内産の食料等の県内外における消費及び利用の促進、食料等の流通体制の整備 など

森林、農地及び漁場の適正な保全

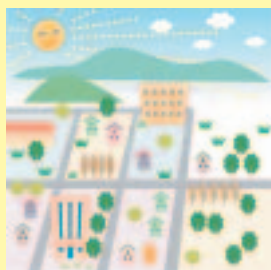
- 林地又は農地として利用すべき土地の林業上又は農業上の利用の確保
- 災害防止や環境との調和に配慮した森林、農地整備
- 水質保全、水産動植物の生育環境の改善 など

農山漁村における定住の促進

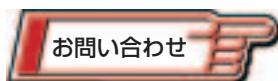
- 農山漁村における就業機会の増大
- 生活環境の整備 など



【施策の実施】



県は、施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や施策についての基本的な方針となる計画(基本計画)を策定し、食と緑が支える豊かな暮らしづくりを進めていきます。



愛知県農業水産局農政部農政課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-961-2111 内線 3623

直通 052-954-6391

e-mail: nousei@pref.aichi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nousei/>

※この条例は、上記のホームページからご覧になれます